

滋賀大学ネーミングライツ

パートナー募集

企業・団体の皆様を対象に、大学施設のネーミングライツ(命名権)パートナーを募集しています。

ネーミングライツ導入 3つのメリット

01

ブランド発信力 の向上

大学という公共性・信頼性の高い場所で、貴社名やロゴを広くPRできます。

02

CSR・地域貢献

教育・研究を支援することで、地域社会への貢献と大学との協働を発信できます。

03

リクルートチャンス の拡大

学生・来学者への認知拡大を通じて、リクルーティングへの効果が期待できます。

ネーミングライツ候補施設 (一例)



命名権者の特典

命名権者さまには、以下の特典があります。

呼称等のサイン、
インフォメーションボード
等の設置

本学ホームページ等
において、呼称等を
積極的に使用

命名権者であることを
PRすることが可能

募集の概要

応募資格 企業、団体等

応募期間 令和8年2月20日(金)17時(必着)

契約期間 令和8年4月1日(水)～ 原則3年以上5年以内(更新可)

命名権料 命名権料(年間)はネーミングライツ事業募集要項をご確認ください。

ネーミングライツ事業スタートまでの流れ

1



お申し込み

募集要項をご確認の上、必要書類を揃えて施設管理課まで提出してください。

2



事業選考

本学での命名権者としてふさわしいかどうか、資格要件や選定基準に基づき、総合的に判断します。

3



契約締結

学内での選考を経て、正式に事業者等と命名権の契約を行います。

4



事業開始

名称プレートの設置や大学広報等での紹介を行います。